

# 新型コロナウイルス感染症予防に向けた学校の対応について

## （第14版）

### 1 実績

- ① 3月2日（月）午後から春季休業日までの臨時休校実施 【2月28日決定・周知】
- ② 卒業式及び修了式について、規模縮小、時間短縮で実施 【2月28日決定・周知】
- ③ 3月4日（水）指導課から全校へ新型コロナウイルス感染症対策リスクマネジメント集を作成・配布 【3月26日最新版更新】
- ④ 3月5日（木）から3月25日（水）迄の小学校での校庭開放実施  
【3月4日決定・周知】
- ⑤ 校庭開放視察（教育長、学校教育部長、指導課長、主任指導主事）  
【3月5、6日実施】
- ⑥ 3月17日（火）から27日（金）までの小学校図書館での本の貸出及び中学校図書館での本の貸出、自主学习等の実施 【3月16日決定・周知】
- ⑦ 小学校における校庭開放を27日（金）まで延長 【3月16日決定・周知】
- ⑧ 令和2年4月9日（木）に予定していた昭島市学力調査の中止  
【3月18日決定・23日周知】
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症対応の今後の教育活動の方向性について  
【3月23日決定・周知】
- ⑩ 校庭開放、学校図書館開放、補習・登校日の中止 【3月26日決定・周知】
- ⑪ 移動教室、修学旅行等の学校行事の延期を認める措置 【3月26日決定・周知】
- ⑫ 令和2年度 入学式・始業式及び4月当初の対応について  
【4月1日決定・2日周知】
- ⑬ 「学校が今だからこそできること」を協議・決定 【4月3日周知】
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症学校対応フローについて協議・決定 【4月3日周知】
- ⑮ 新型コロナウイルス感染症対応に係る調査実施（指導課長） 【4月7、8日実施】
- ⑯ 新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言に係る今後の対応について（保護

- 者・学校宛、昭島市公式ホームページ) 【4月9日決定・周知】
- ⑰ 教育長から保護者へのメッセージ 【4月14日発出】
- ⑱ 教育長、学校教育部長による全校訪問 【4月15から17日迄実施】
- ⑲ FMラジオ立川「Radio Teacher」放送 【4月22日・30日・5月13日】
- ⑳ 教育長からのメッセージをJcomTVで配信 【4月24日実施】
- ㉑ 令和2年度 再開に向けた学校の対応について 【4月27日決定・28日周知】
- ㉒ 校庭及び学校図書館開放中止期間の延長について 【4月28日決定・周知】
- ㉓ 「つながろう・守ろう・切り拓こう」児童生徒へのメッセージ 【5月7日周知】
- ㉔ 学校プールの中止について 【5月8日周知】
- ㉕ 昭島っ子学びの応援ページ（オンライン授業動画）開設 【5月8日】
- ㉖ 臨時休校期間中の学校教職員の勤務について 【5月12日通知】
- ㉗ 全校週に1回から2回の相談日開始 【5月11日から29日迄実施】
- ㉘ 子育て世帯への支援（就学援助対象のご家庭へ給付金）【5月14日周知、21日支給】
- ㉙ 子育て世帯への支援（お子様への図書購入費の支援）【5月28日周知、6月中配布】
- ㉚ 校庭及び学校図書館開放の実施について  
【5月21日決定・22日周知・25日から29日迄実施】
- ㉛ 非接触式電子温度計の配布 【5月25日周知・27日配布】
- ㉜ 6月1日（月）からの昭島市立学校の再開決定【5月25日決定・26日】
- ㉝ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る学校再開後の学童クラブの開所について  
【5月26日周知】
- ㉞ 学級集団を10人以下のグループに分けた時差登校開始 【6月1日実施】
- ㉟ 小中学校全校で給食再開 【6月14日実施】
- ㊱ 小中学校における全宿泊行事の中止を決定 【7月28日決定・31日保護者通知】
- ㊲ 新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について策定【7月29日学校配布】
- ㊳ 新型コロナウイルス感染防止による修学旅行の中止に伴い発生する、キャンセル料  
及び振込手数料を市の全額負担とすることを決定 【9月30日決定】
- ㊴ 小学校第6学年及び中学校第3学年の児童・生徒に対し、フォレスト・イン昭和館の  
宿泊プランを予算措置。 【9月30日決定・10月1日周知】
- ㊵ 小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象とした、フォレスト・イン昭  
和館の宿泊イベントスタート。 【10月26日拝島第三小学校】
- ㊶ 就学援助対象世帯緊急支援給付金の支給【12月25日振込】

## 2 国、都、市教委の動向

2月28日(金)	○第1回臨時教育委員会(市)
3月19日(木)	○政府新型コロナウイルス感染症対策本部の専門家会議が今後の対策に係る見解を発表(国)
20日(金)	○教育委員会対策会議①(市) (教育長、学校教育部長、指導課長、主任指導主事)
23日(月)	○教育委員会対策会議②(市) (教育長、学校教育部長、指導課長、主任指導主事、小中校長会長) ○第2回臨時教育委員会(市) ○臨時校長会(市)
24日(火)	○「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」(国)
26日(木)	○「都立学校学校版感染症予防ガイドライン」(都)
27日(金)	○教育委員会対策会議③(市) (教育長、学校教育部長、庶務課長、指導課長、主任指導主事)
4月1日(水)	○教育委員会対策会議④(市) (教育長、学校教育部長、庶務課長、指導課長、統括指導主事) ○第3回臨時教育委員会(市) ○「新年度における公立学校の休業の措置等について」(都) ○「Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に関するガイドライン」の改定について(国)
2日(木)	○教育委員会対策会議⑤(市) (教育長、学校教育部長、指導課長、統括指導主事) ○「令和2年度入学式・始業式及び4月当初の対応について」(市)
3日(金)	○「令和2年度入学式並びに新学期の開始について」(市)
6日(月)	○新型コロナウイルス感染対策における「緊急事態宣言」の検討に伴う対応について(都)
7日(火)	○緊急事態宣言発令(国) ○第4回臨時教育委員会(市)
8日(水)	○緊急事態宣言発動(国)
9日(木)	○緊急事態宣言の発令に伴う都立学校における対応について(都) ○「新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言に係る今後の昭島市立小中学校の対応と保護者への周知について」(市)
10日(金)	○新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について(国・都)
15日(水)	○新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A(都)

27日(月)	○第5回臨時教育委員会(市)
5月1日(金)	○「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫について(国) ○「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」(国)
4日(月)	○緊急事態宣言の延長発表(国)
5日(火)	○5月末日までの休校延長発表(都)
15日(金)	○39県の緊急事態宣言を解除(国)
21日(木)	○定例教育委員会 「新型コロナウイルス感染症予防に向けた学校の対応について」説明
22日(金)	○大阪府、京都府、兵庫県の緊急事態宣言を解除(国) ○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい様式」～通知(国)
25日(月)	○東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道の緊急事態宣言を解除(国)
26日(火)	○新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応ステップ1実施(都)
28日(木)	○感染症対策と学校運営(都立学校)に関するガイドラインの策定について(都)
6月1日(月)	○新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応ステップ2実施(都)
16日(火)	○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(国)
7月15日(水)	○感染警戒度を最大に引き上げる。(都)
22日(水)	○GoToトラベルキャンペーン実施(都は除外)(国)
30日(木)	○新型コロナウイルス感染拡大特別警報宣言(都)
8月18日(水)	○第3回定例議会閉会中厚生文教委員協議会にて「新型コロナウイルス感染症予防に向けた学校の対応について(第9版)を説明。
9月10日(木)	○感染警戒度を3に引き下げる。(都)
10月1日(木)	○東京都のGoToトラベルキャンペーンへの参加決定。(国)
11月19日(木)	○東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議で警戒レベルを最高位の4「感染が拡大されていると思う」に引き上げる。(新規感染者数 534人)
12月14日(月)	○GoToトラベルキャンペーン全国の一時的停止決定(国)
12月25日(金)	○東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議における感染状況の警戒レベル、医療提供体制ともに最高位の「4」を発表。
12月31日(木)	○東京都で新型コロナウイルス新規感染者が1,300人を超える。
1月4日(月)	○国が1月9日から11日までの緊急事態宣言再発令を検討。
1月7日(木)	○国が1月7日から2月7日までの1都3県に対する緊急事態宣言発令。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議より

#### 【最も感染拡大のリスクを高める環境の回避】

- ①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場での行動を十分に抑制
- 手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 新しい生活様式実践事例（5月4日）
  - ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保・マスク着用・手洗い等）
- 日常生活を営む上での基本的な生活様式（5月7日）
  - ・まめに手洗いや手指消毒
  - ・咳エチケットの徹底
  - ・こまめな換気
  - ・身体的距離の確保
  - ・「3密」の回避（密集、密着、密閉）
  - ・毎朝で体温測定、健康チェック
  - ・発熱又は風邪の症状がある時はムリせず自宅で療養
- 感染症基本行動3か条（9月14日：都教委）
  - ・「3つの密」を徹底的に回避する。
  - ・正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
  - ・咳エチケットを徹底する。

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

#### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に居酒屋などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



#### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはまじご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



#### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



#### 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



#### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 4 教育活動等の確認事項

新型コロナウイルス感染症が、にわかに拡大している。12月30日現在、東京都ではモニタリング会議において、**感染状況をレベル4「感染が拡大していると思われる」、医療提供体制をレベル4「体制がひっ迫していると思われる」としている。**

したがって、各校においてはウイルス感染について高い危機感をもち、学校でできる最大の対応に努めるようお願いする。

なお、下記の対応における「★」は、**当面の間（感染状況が緩和されつつあると思われる時期〈2月7日〉）**の対応のラインである。今後、感染状況によって、対応の変更も十分に考えられる。

### (1) **授業・行事等の取組**について

- ① グループ学習時はマスク等飛沫を防ぐものの着用すれば、話し合い活動を実施することができる。声の大きさや相手との距離、話し合いの時間（15分以内）については、配慮する。

**★児童生徒が長時間（15分以上）、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動については控える。**

- ② 歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、活動する児童生徒の前に他の児童生徒が位置しないよう、窓や壁に向かって1～2m程度間隔を空けた横1列の隊形や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。（原則マスクを着用する）また、マスク越しの管楽器の演奏はしない。

**★歌唱及びリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は控える。**

- ③ 立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
- ④ 調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密着を防ぐため、1台の調理器具に2名までとするなどして実施する。実習で使用する調理器具等は、児童生徒間での使い回しを極力避け共用する場合には手が触れる部分をその都度、洗浄する。

**★児童生徒が近距離で活動する実習は、控える。また、調理実習は行わない。**

- ⑤ **★図画工作、美術の学習において、児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は控える。**

- ⑥ 体育館での体育の学習は密集や密着を避け、室内換気の徹底を図る。校庭での学習においても、密集や密着を避ける。（マスク等飛沫を防ぐものの着用は義務付けないが、冬場においてはマスクの着用を推奨する。）

**★児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は控える。**

⑦ 暑さ指数（WBGT）が 31℃を超えるときは、原則、運動を中止する。体育館等屋内施設の活動については、冷房を稼働させるなど、児童生徒の安全を確保した上で実施することは可とする。

⑧ 全校の児童生徒が一堂に同じ場所に避難する避難訓練は、「3密」と「大声」を徹底的に避けた計画とし、短時間で行えるようにする。

★上記内容については控える。

⑨ 全校児童生徒が一堂に集まって行う活動（集会等）は、「3密」と「大声」を徹底的に避けたり短時間で実施したりする計画とする。また、体育館等の施設を使用する場合は児童生徒同士の間隔を 1～2 m確保するとともに、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。

★全校や異学年の児童生徒が集まる活動は、中止する。始業式は換気の行き届いた教室で、放送で行う等、工夫する。

〈効果的な窓開け換気のイメージ〉



⑩ 講演会等で演台を使用する際には、アクリル板等飛沫を防ぐものを設置する。また、歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は前後 2 m以上、左右 1 m以上確保するとともに、舞台から観客までの距離を 5 m以上確保するなどの工夫を行う。

⑪ 保護者会、PTA総会は、室内の換気をする、マスク等飛沫を防ぐものの着用や保護者の間隔を十分にとる、短時間で行うなど、感染リスクの対応・対策に努める。

★保護者会等、多くの大人が集まる会は中止する。

⑫ 小中一貫に係る授業参観や協議会については、各中学校区の実態に応じて人数を少なくする、紙面による取組の共有化等、工夫して実施する。

⑬ マスク無しでフェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離を取る。

★フェイスシールドのみの指導については控える。

⑭ 交通機関等を使用する校外学習（遠足や社会科見学等）は、3密を回避することが

できる場合は可とする。当面は、3密を回避するなど感染防止の対策を講じた借り上げバスの使用を推奨する。

★校外での学習は、中止とする。

## (2) 給食について

〈手洗い〉

- ① 給食前には、児童生徒等全員の手洗いを徹底する。給食当番は身支度後に手を洗い、配膳直前にアルコールによる手指の消毒をする。

〈給食当番〉

- ① 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無の確認を行い、適切ではない場合、給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ② 給食の配膳の際に着用する白衣は、給食当番が終わる週末には自宅に持ち帰り、洗濯をして清潔なものを次の給食当番に引き継ぐ。(児童生徒や保護者の希望により、自前の三角巾やエプロンを着用することができる。)
- ③ マスクは必ず着用する。

〈配膳〉

- ① 給食前の配膳台の消毒については、給食を載せた配膳車に次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した台布巾で拭く。使用後は必ず、配膳車に載せて戻す。
- ② 教室で、児童生徒が給食を受け取るときは、間隔をあけて(1～2m程度)並ぶ。

〈喫食中〉

- ① 衛生的に給食を食べるためにも机の上には清潔なランチヨンマットを敷き、児童生徒全員が同方向を向いて黙食する。

## (3) 教室環境について

- ① 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度・湿度の管理に努める。
- ② エアコンを稼働させたまま換気を行う。
- ③ 身体的距離が十分とれない場合には、マスク等飛沫を防ぐものを着用する。
- ④ 教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)は1日1回以上消毒する。消毒は、用務主事が担当する。
- ⑤ 机・椅子の特別な消毒は不要であるが、必要に応じて家庭用洗剤等を用いて行う。なお、消毒作業を実施する場合には、スクール・サポート・スタッフなど外部人材を活用する。
- ⑥ 冬季においては空気の乾燥による感染拡大が予想されるために、霧吹きを活用する等、湿度の調整を行う。



(4) **部活動**について

- ① 部活動の実施に当たっては、各校の部活動取組方針に沿うとともに、できるだけ時間を短縮して取り組む。(少なくとも平日1日、週休日1日の休養日を設ける)

**★全ての活動を中止とする。**

- ② 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒をしたり、必要以上に生徒間で使い回しをしないようにしたりする。
- ③ 熱中症予防の観点から、暑さ指数(WBGT)が31℃を超えるときは、活動を中止する。ただし、屋内での活動については、空調等の活用により活動の安全性が担保される場合は、可とする。
- ④ 練習試合等のために公共交通機関を使う際には、3密の回避をはじめ感染防止に努める。また、練習試合等に参加する際には、保護者の承諾を得る。
- ⑤ 屋内において多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は、絶対に避ける。
- ⑥ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ⑦ 市内の中学校での練習試合は、当面の間、無観客とする。

**★他市間との練習試合は、中止とする。**

(5) **児童生徒の健康管理**について

- ① 児童生徒は毎朝、自宅で検温し、健康チェック表に記入させる。検温記録が確認できない児童生徒については、保健室等で検温させる。
- ② 手洗い、咳エチケット(ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う)などの基本的な感染症対策の徹底を図る。
- ③ 生活リズムの乱れや友達に会えなかったことによるストレスから、不登校になった児童生徒のカウンセリングをスクールカウンセラー及び心理士等を活用し必ず実施する。
- ④ 児童生徒の登下校や校庭の屋外の活動等については、熱中症防止のために他者と2m程度の距離があれば、マスク等飛沫を防ぐものを外す。
- ⑤ 暑さにより登下校時に健康被害が想定される場合には、「置き勉強道具をする」や「通気性の良いリュックでの登校を認める」など工夫をする
- ⑥ こまめな水分補給のために、水筒を持参させてもよい。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症用のための児童生徒の持ち物については、「清潔なハンカチ・ティッシュ」、「マスク」、「マスクを置く際の清潔なビニールや布等」を指導する。

**⑧★授業終了後は、速やかに帰宅させる。**

**⑨★夜8時以降の不要不急の外出はしないように、指導の徹底を図る。**

(6) **延期・中止する行事等**について

- ① 東京都学力向上を図るための調査（7月2日）を中止する。
- ② 未来をひらく発表会（9月12日）を中止する。  
※子どもの主張意見文については紙面発表及び表彰に向けた取組を12月18日（金）に実施。
- ③ 小学校音楽鑑賞教室（9月16日）を中止する。
- ④ 中学校合唱コンクール（10月16～30日）を中止する。
- ⑤ 小学校音楽会（11月6日）を中止する。
- ⑥ 特別支援学級合同学習発表会（1月16日）を中止する。
- ⑦ 小学校展覧会（1月22～24日）を中止する。
- ⑧ 中教研 学芸発表会（7月12日）を中止する。
- ⑨ 職場体験（年間）を中止する。
- ⑩ 小中学校の水泳指導を中止する。
- ⑪ 昭島市小学生英語チャレンジ体験・中学校英語キャンプ事業を中止する。
- ⑫ 昭島市中学生海外交流事業を中止する。
- ⑬ 小中学校の全宿泊行事を中止する。

(7) **卒業式**について

◎**規模を縮小し、時間を短縮して実施する。**

〈会場環境〉

- ① 窓を開ける等工夫し、換気を小まめに行う。**（30分を目安に換気を行う）**
- ② 児童生徒同士の間隔を1～2m程度、空ける。
- ③ 会場入口には、手指消毒用のアルコール等を用意する。
- ④ **入場者に対しては、受付時に、非接触体温計にて検温を行う。**
- ⑤ 式は長くとも、およそ60分以内とする。

〈参加者〉

- ① 卒業生（小学校第6学年、中学校第3学年）、教職員、保護者、代表在校生とする。  
※小学校は、代表在校生の参加はしない。
- ② 在校生の参加については、多くとも3名までとする。  
※小学校は、在校生の参加はしない。
- ③ 保護者等の出席は、一家庭2名までとする。
- ④ **式に参加する者には、マスク着用を徹底させる。**
- ④ 市長メッセージや教育委員会祝辞は、事前配布する。

## 〈式の内容〉

- ① 「国歌斉唱」の扱いについて
  - ・式次第には、「国歌斉唱」と記載する。
  - ・式典において、司会者は、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
  - ・飛沫の拡散防止を徹底するため、歌唱は行わず、CD等録音された歌唱入りの国歌を会場全体に聞こえるように再生する。
- ② 「校歌」の扱いについて
  - ・「国歌斉唱」の扱いに準じる。
- ③ 卒業証書授与は、短時間で行う。  
(例) 呼名は全員、授与は代表児童・生徒にする等、工夫する。
- ④ 卒業生代表・在校生代表の言葉を実施する際は、短時間で行う。
- ⑤ 呼びかけは(門出の言葉)は行わない。
- ⑥ 祝電披露は、名前だけの紹介に留める。

## 〈その他〉

- ① 卒業式の集合写真は、児童及び生徒のみとする。(校長・担任は可)
- ② 門出送りについては、密にならないように工夫して取り組むことは可とする。
- ③ 修了式や入学式においても、卒業式の取り組み方に準じる。
- ④ 保護者等の参加に当たっては、事前に検温をするように知らせる。

## (8) 教職員に関わる対応について

- ① 教職員に対しても毎朝の検温を義務付けし、健康状態を管理職に報告させる。
- ② 教職員においても、手洗い、咳エチケット(ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う)などの基本的な感染症対策の徹底を図る。  
**★休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。**
- ③ 学校再開後も児童生徒やその保護者に安心感を持たせるために、学校は児童生徒とその家庭に対して、「繋がる」「守る」「切り拓く」をテーマに働きかける工夫を行う。
- ④ 学校管理職及び養護教諭は、新型コロナウイルス感染症対応に係る国や都の通知等を熟知するとともに動向に注視し、適切な対応が図れるように準備をしておく。
- ⑤ 休日や長期休業日の旅行や大人数での飲食等については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、適切に判断するように管理職から教職員への指導を徹底する。
- ⑥ 介助員や教育支援員等、学校の業務に関わる者についても「新型コロナウイルス感染症予防に向けた教育活動について」(本冊子)を配布し、教職員と同様の意識を

持たせる。(特に、⑧教職員に関わる対応について)

⑦ GOTOトラベル一時停止の決定を受け、教職員はそれを遵守するよう努める。

★1月9日から11日までの三連休は、不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、ステイホームに努める。

⑧★夜8時までには自宅で過ごせるように退勤させる。

(9) **その他**

**【予定の変更について】**

① 学校再開後の教育活動の内容等については、国や都の動向により、上記対応事項を変更する場合がある。

## 5 新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について

### (1) 学校の対応について

感染が判明した場合は2週間の出席停止とし、学校は保健所が濃厚接触者を特定するまでの間、学校の全部または一部を休校とする。その後、学校内感染が広がっている可能性が高い場合には引き続き、学校の全部または一部を臨時休校とする。

### (2) 児童生徒等に感染等が発生した場合の対応

#### 【対応フロー図】

本人が感染	<p><b>本人</b> 出席停止（治癒するまで）学校保健安全法第19条  <b>在籍学級</b> 保健所と相談し、学校医とも連携し、学級閉鎖の判断をする。  <b>学校</b> 保健所と相談し、学校医とも連携し、当該生徒の学校内における態様や地域の感染拡大の状況を確認し、臨時休校の必要性の決定をする。</p>
本人が濃厚接触者	<p><b>本人</b> 出席停止            ※最終接触した日から2週間経過するまで</p> <p>本人がPCR検査で陽性 → 出席停止</p> <p>本人がPCR検査で陰性 → 指示期間終了後登校</p>
同居家族が濃厚接触者	<p><b>本人</b> 登校可能            ※感染している可能性がある等、保護者からの申し出により合理的な理由があると学校が判断した場合には、出席停止とする。</p> <p>家族がPCR検査で陽性 → 出席停止</p> <p>家族がPCR検査で陰性 → 登校を促す</p>
本人又は同居家族に風邪の症状がある	<p><b>本人</b> 出席停止 → 高熱や呼吸器症状が続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談</p> <p>→ 症状が快癒 → 登校可能</p>
<p>○児童生徒等または教職員に感染者が発生した場合は、該当校単位で臨時休校の実施を判断する。</p> <p>○対応に当たっては、地域の保健所と相談し、学校医とも連携して措置を実施する。</p> <p>○感染者が判明した場合や濃厚接触者となりPCR検査の対象となる場合は、教育委員会に連絡する。</p>	

(3) 臨時休業措置を講ずる基準について（学校保健安全法第20条）

① 「学級の臨時休業」を行う場合

- ・ 学級で感染者が一人確認された場合
- ・ 教職員等に感染者が確認され、当該教職員等の濃厚接触者として学級内の児童生徒が2人以上確認された場合

② 「学年の臨時休業」を行う場合

- ・ 過半数の学級で感染者が確認された場合

③ 「学校の臨時休業」を行う場合

- ・ 過半数の学年で感染者が確認された場合

期間は、いずれも感染者最終登校日から起算して2週間となる。また、学校関係者に感染者が確認された場合は、保健所の指示のもと、消毒や濃厚接触者特定など一般的な学校の臨時休校（最大2日）を行う。なお、この取り扱いについては当面の基準であり、日々の状況変化により今後変更を行うことがある。また、それぞれ個別の状況に合わせて保健所の指示のもと、個別対応が生じる場合がある。

(4) 保護者等への対応について（感染が判明した時点について）

① 休業日等、児童生徒が学校にいないときに発生した場合

判明した時点で、関係する児童生徒の保護者には、学校よりホームページやメールにて、臨時休校等の通知をする。

② 児童生徒の在校時間に臨時休業の通知が発出された場合

保護者宛通知を作成するとともに保護者に学校からメールを送信し、児童生徒を速やかに帰宅させる。なお、児童生徒の状況によっては保護者等の迎えを依頼する。学童クラブへの連絡は、各校で行う。

(5) 濃厚接触者及び検査対象者への対応について

児童・生徒が濃厚接触者又は検査対象者と指定された場合は、学校が保健所に検査キットを取りに行き、関係の児童生徒宅への配布・回収、保健所への配送を行う。

しかし、検査対象者数が多かったり学校体制が整わない等の事情がある場合は、教育委員会も連携して、その作業に携わる。

(6) 長期休業日中の対応について

①長期休業中（土日祝を除く）

感染確定者又は濃厚接触者	①学校に連絡 ②保健所及び医療機関の指示の下、療養（10日以上）
学校	①学校医・保健所・教育委員会学校教育部指導課学務係に連絡 ②関係機関等からの指示を待つ（保護者への対応・臨時休業の範囲等） ③保護者へのメール配信
教育委員会（学務係）	①保健所・医師会と連携 ②庁内関係部署と連携 ③新型コロナウイルス感染症対策本部に報告 ④教育委員への報告
新型コロナウイルス感染症対策本部	①市民への周知（公式ホームページ等） ②マスコミ対応 ③議会への報告

②学校閉庁日・年末年始

感染確定者又は濃厚接触者	①昭島市役所に連絡 ②保健所及び医療機関の指示の下、療養（10日以上）
教育委員会（学務係）	①該当校管理職に連絡 ②保健所・医師会と連携 ③庁内関係部署と連携 ④新型コロナウイルス感染症対策本部に報告 ⑤教育委員への報告
学校	①管理職→所属教職員に周知 ②関係機関等からの指示を待つ（保護者への対応・臨時休業の範囲等） ③保護者へのメール配信
新型コロナウイルス感染症対策本部	①市民への周知（公式ホームページ等） ②マスコミ対応 ③議会への報告

※ 学校閉庁日中に児童・生徒及びその家族に陽性者が出た場合には、該当する家庭から市役所に連絡をする。その後、「市役所 → 庶務課長 → 指導課長 → 該当校長」の流れで、情報が伝達される。校長は該当の家庭に連絡を取り、詳細を把握する。